司 会 (島田主幹)

司 会 内堀副知事

<開 会>

本日は、ご多忙のところ、福島県総合計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

私、本日の進行役の福島県企画調整部総合計画課の島田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から福島県総合計画審議会を開催いたします。

<副知事あいさつ>

はじめに、内堀副知事からごあいさつを申し上げます。

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しいところ総合計画審議会にご出席をいた だきまして本当にありがとうございます。

さて、3月11日の震災発生以降、6カ月近くになっておりますが、この間、 私ども、非常に厳しい応急対策を進めつつ、復興への道のりを一歩一歩、今、進 んでいるところでございます。

その第1ステージとして、去る 11 日に福島県復興ビジョンというものを策定いたしました。このビジョンの策定にあたっては、ここにおられる鈴木会長ほか、多くの皆様方のお力を借りまして、まず、一つの道しるべをつくったところでございます。そして、これから県が復興計画をつくるという段階に入っていくわけでございますが、その際、非常に重要なのは、私どもがまさにつくったばかりの県の総合計画とのバランスをどうとっていくかという問題でございます。県の総合計画を改訂した際には、こんな状況になるとは誰も考えておりませんでした。これだけ大きな大激変のもと、どうやって新しい県の復興ビジョン、復興計画と、そして県の総合計画との調整を図っていくか、これが実はこの審議会に与えられた大きな使命でございます。

そして、先日、庄條さんも含め、国の各大臣に出席をしていただく福島復興再生協議会というものの第1回が行われました。これも議論がまだ始まったばかりでございますが、福島を復興するための特別立法、こういったことも視野に入れながら、福島の復興に向けて国としてのバックアップをしっかりと、しかも長い期間にわたっていただきながら、これから我々の新しい希望に向けて出発していこうというところでございます。

本日の議題は、ただ今申し上げました総合計画の一部見直し、そしてもう一つが土地利用基本計画の一部変更、この両者を議題にしておりますが、委員の皆様には、ぜひしっかりとご審議をいただいて、これからの福島の復興に向けて多大なるお力添えをいただければ何よりありがたいと思います。

それでは、本日これから皆様方の審議をいただいた上で、これからまた新しい 福島の復興そして再生に向けて着実な一歩が進んでいくことを心より祈念をい たしまして、開会にあたってのごあいさつといたします。本日は何とぞよろしく お願いいたします。 <会長あいさつ>

司 会鈴木会長

それでは次に鈴木会長からごあいさつをお願いします。

改めまして、皆さん、こんにちは。本当に皆さん、日々ご苦労が多い中、そしてご多忙の中、今日このようにしてご参会いただきましてありがとうございます。

今、副知事のほうからごあいさつがありましたように、3月11日、福島県は、ほかの県ともまた違う重い課題を突きつけられて今日まで来ました。

実は、この総合計画審議会は前回2月15日にやりまして、次回を5月に開催 しようという予定でおりましたけれども、当然そういうような段取りができなく なりましたので今回になってしまった、こういうわけであります。

とにかく福島県の復興ビジョン、先ほどお話がありましたように、8月 11 日 に私どもが委員会の中で原案をつくり、その原案を最終的にパブリックコメント等を経た上で、8月 11 日に県としてのビジョンを決めました。原案について、実はパブリックコメントをおかけしたところ、730 という今までかつてないほどの方々からいろいろなご意見があり、あるいはその中で具体的に提案をするような、そういうパブリックコメントがたくさんございました。この復興ビジョンあるいは福島県の課題がいかに県民にとって大きいものかということを物語っているパブリックコメントだと思っています。

今回は、昨年スタートしたばかりの福島県の総合計画、これがわずか1年足らずでこういう状況になりましたので、その基本路線の中でもう一度見直しを図らないといけない部分が出てきたということがあって、今回このような審議会を開催したような次第であります。

いずれにしても、私もこの間、復興ビジョンをつくるまでは、とにかく原発についてどういうスタンスで臨むか、こういうことをきちんと決めないことには復興も何もないのだということが私たちのそのときの検討委員会のメンバーの総意でしたので、それで「原子力に依存しない社会」をつくっていこうではないかというのを第一理念にさせていただきました。

そのときまでは正直言うと、原子力発電だとか原子力について、私はほとんど 無知でした。それからいろいろな原子力の専門家の本を読み、やはりその本によ ると、原子力から、要するにそれをいかに克服するのかというのは差別からの克 服であるという趣旨のことが書かれているのです。原子力というのは、ある意味 では収奪だとか差別の結果、実は地球上に存在しているという意味のことが書い てあって、最初はそれを飲み込めませんでしたけれども、だんだんそういうこと が私の中で現実味を帯びて理解できるようになってきました。

そういうことがあって、今、私は、やむにやまれず、9月の下旬ですけれどもドイツを訪問することにしました。脱原発を決めたドイツの方針があります。そのときの17人の代表、ラウンドテーブルで決めましたけれども、そのときの議長役をやったクラウス・テプファーという人とたまたま知り合いになりました。元の原子力安全大臣でありますが、その人に脱原発の工程、あるいはチェルノブイリのときにドイツがどうやって支援をしたのかということで、9月下旬にベル

リンに行って直接いろいろお話を伺いたいということで勝手に動くことにしま した。

そんなことで、今、世界中が、広島、長崎、福島と注目するようになってしまったので、そういうことに対して、我々福島流の地域創造の、あるいは地域再生の取組みをぜひしていきたいものだ、こんなふうに考えておりますし、この総合計画審議会はまさにそういう役割、皆さんの知恵で方向づけをする審議会かなと思っております。

今日はもう一つ、国土利用計画の改訂についての諮問がございますので、これも併せて今日は皆さんに審議をしていただくことになります。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

<諮 問>

ここで、「福島県土地利用基本計画の一部変更について」及び「福島県総合計画『いきいき ふくしま創造プラン』の見直しについて」、知事から当審議会に諮問がございます。

恐れ入りますが、副知事、会長、よろしくお願いいたします。

国土利用計画法第9条第14項で準用する同条第10項の規定に基づき、福島県 土地利用基本計画の一部変更について、貴審議会の意見を求めます。

併せまして、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を図り、原子力に依存しない安全・安心で持続可能な社会づくりを推進するため、福島県総合計画 審議会条例の規定に基づき、第2章及び第3章における電源立地地域に関する記述の見直しについて貴審議会に諮問いたします。

よろしくお願いいたします。

ただ今の諮問文につきましては、写しを委員の皆様にお配りしてありますので ご覧ください。

なお、副知事は所用によりましてここで退席させていただきます。

[副知事退席]

(委員の変更報告)

次に、推薦団体からの推薦者の変更によりまして、審議会委員に変更がございましたのでご報告させていただきます。

福島県町村会長の西郷村長の佐藤正博様です。

福島民報社取締役編集・メディア・論説担当の浜津三千雄様です。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。本日、机の上にご用意させていただきましたのは、福島県総合計画審議会次第、福島県総合計画審議会出席者名簿、席次表、この3枚と、資料1、福島県土地利用基本計画の一部変更について、資料2、総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の見直しについて。参考資料としまして、東日本大震災による被害状況及び避難状況、それから資料3、平成23年度総合計画の見直しスケジュール、資料4、当面の見直し項目、資料5、福島県復興ビジョンの概要、これらの6つの資料と、土地利用基本計画関係の参考資料としまして、総合計画審議会委員用資料というブル

司 会

司 会

内堀副知事

司 会

司 会

一のファイルを用意しております。さらに、参考としまして、福島県総合計画、福島県復興ビジョン、福島県総合計画審議会条例、福島県総合計画審議会委員名簿、こちらのほうもお配りしております。不足等がございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。

<議 事>

司 会

では、これ以降は、福島県総合計画審議会条例第5条第2項の規定により、会 長に議長をお願いしたいと存じます。それでは鈴木会長、よろしくお願いいたし ます。

議 長 (鈴木会長) それでは、ここから私が議事の進行役を務めさせていただきます。よろしくお 願いします。

(定足数の確認)

例によりまして、まず定足数についてご報告申し上げます。

本日は委員現員が 25 名中 18 名が出席しておりますので、本審議会は有効に成立していることをまずご報告します。 なお、この 18 名とは別に、もうお一方、 滝田委員が遅れて出席とのことです。 滝田委員を除いて 18 名が出席しておりま すので、有効に成立していることを、まずご報告いたします。

(議事録署名人の選出)

その次に、この審議会の議事録署名人について2名選ばせていただきますが、 私のほうから署名人をご指名申し上げてよろしいでしょうか。

〔「意義なし」という声あり〕

ありがとうございます。

それでは、今日、2名の議事録署名人をご指名申し上げます。

まずお一方、加藤委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。 もうお一方は佐藤委員、よろしくお願いします。先ほど新しく交代したばかりで 申しわけないのですが、よろしくお願いします。

(議事1 福島県土地利用基本計画の一部変更について)

議長

それでは、早速今日の議事次第によりまして、第1番目、「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、先ほど諮問のあった案件です。事務局のほうから説明してください。お願いします。

土地・水調整課長

土地・水調整課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、前回、2月の審議会で諮問いたしました「福島県土地利用基本計画の全部変更について」をご説明したいのですが、よろしいでしょうか。 どうぞ、お願いします。

ありがとうございます。

それでは、福島県土地利用基本計画の全部変更についてご説明いたします。平成23年2月15日開催の総合計画審議会におきまして、福島県土地利用基本計画の全面的な改定について諮問させていただきました。また、計画の改定にあたりまして、審議会委員7名で構成する検討部会を設置させていただきました。

お手元の青いファイルの総合計画審議会委員用資料をご覧ください。1枚目に あります参考資料を見ていただきたいと思います。参考資料にありますとおり、

議 長 土地·水調整課長 平成23年2月22日に第1回の検討部会を開催いたしました。検討部会の部会長には鈴木会長が選任されまして、土地利用基本計画の改定の背景、機能、考え方及び土地利用上の課題などについてご審議をいただきました。

その後の予定では、数回の検討部会の開催を経まして、今年の 10 月の審議会において答申案の審議をお願いすることとしておりましたけれども、今回の震災によりまして検討部会の審議を中断していたところでございます。原発事故がいまだ収束せず、現時点では市町村においての土地利用に関する検討が困難となっておりまして、さらには、都市計画法などの個別規制法における規制も困難となっておりますことから、改定の時期を延期したいと考えております。今後、各方面の状況を踏まえまして計画の改定作業を再開したいと考えております。

以上、計画の全部変更についてご説明申し上げました。よろしくお願いします。 先ほど私のほうから、今回、知事から諮問のあった案件についてとお話をして しまいましたけれども、今のご説明はそれとは別であります。要は、今改定をしようとしている福島県の土地利用基本計画について、今回震災があったので、部 会が発足して検討を始めた直後からストップになっていて、要するに放射線ある いは原発の収束状況が見えないので部会の検討状況を一度中断させていただき たいと、こういう事務局の提案であります。

このことについて、まず皆さんにお諮りします。何かご質問等はございましょうか。――そういう趣旨ですので、要するに原発事故の収束状況を踏まえて、状況を見ながらこの部会の検討を再開するという方針でよろしいですか。

[「異議なし」という声あり]

ありがとうございました。こんなことで、いったん中断をさせていただくということでご了解ください。

それでは、本来の「土地利用基本計画の一部変更について」、事務局からの説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

それでは早速、本日の議題となっております「福島県土地利用基本計画の一部 変更について」、資料1によりご説明申し上げます。

土地利用基本計画につきましては、計画書と計画図の2つで構成されておりますが、今回の変更案件は計画図の一部変更でございます。

変更案件は1件でございまして、磐梯町の七ツ森地区と呼ばれている地区における自然公園地域の縮小案件でございます。この変更案件は、磐梯町の七ツ森地区における別荘地などの利用が進行している地域において、自然公園地域の境界を明確化し、より適正な管理を図ることを目的とし、今回、自然公園地域を15~クタール縮小するものでございます。

別荘地などの利用が進行していることについてでございますが、磐梯町は過疎 地域に指定されており、いかに人口の減少を食い止め、活力ある地域社会を実現 していくかが課題となっております。この七ツ森地区は磐梯町の振興計画でリゾ ート観光ゾーンに位置づけられておりまして、ペンションや別荘が増えておりま すが、近年では若年層の定住を促進するために、住宅としての分譲にも取り組ま

議長

議長

土地·水調整課長

れております。

それでは、お手元の資料1の6ページ、A3の縦長のサイズのページをご覧ください。上側と下側の2つの図面がございますけれども、初めに上側の位置図をご覧ください。青い線の区域が自然公園区域であります。中央部分の黄色い線で囲まれた部分が今回自然公園地域を縮小する範囲となります。下側の区域図をご覧ください。さまざまな区域が錯綜して見づらいことと思いますが、中央部分の黄色い線で囲まれた部分が今回自然公園地域を縮小する範囲となります。

次に、上側の図の右側に表がございますが、ここに五地域の指定状況の表が載っております。五地域は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域でございます。現在は丸印がついております都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域の4つの地域が重複しております。今回の変更によりまして自然公園地域が外れることとなるということでございます。その下には変更を必要とする理由を記載してございます。

続きまして、今回の変更区域の現在の利用状況につきまして、写真によりご確認いただきたいと思います。スクリーンをご覧ください。

これは、磐梯自然公園地域の変更区域周辺の上空からの写真でございます。青い線がおおむね真ん中に走っておりますけれども、青い線が境界でありまして、青い線の上側が北側になっていますけれども、自然公園地域でございます。今回は、この黄色い線で囲まれたエリアを自然公園地域から外すものでございます。今回の変更区域とその南側の区域が七ツ森ペンション村と称されるところでございまして、今回は黄色いところということになります。今回の地域の下に、南側になりますけれども、ペンションや別荘が建ち並んでおりまして、一体的な土地利用がなされているところになります。

それから、地上で撮った写真、3カ所の写真をご覧いただきます。これは、先ほどの黄色いゾーンの一番西側に位置する部分から撮ったものでして、これは西側から東側を見た写真になるということでございます。黄色い線の上側、つまり内側になりますけれども、今回自然公園地域から外すエリアでございます。ご覧のように森林に囲まれた建物が建っております。黄色い線の左側、つまり北側になりますけれども、今後もこの地域については自然公園地域のままになるということです。この黄色い線のとおり道路が境界となっていまして、境界が明確化されて自然公園地域としての管理が図られることになるということです。

これは、先ほどの側と反対側、一番北側の反対側から見たところ、いわゆる東側から西側を見た写真ということになりますけれども、黄色い線の左側、つまり南側が、今回、自然公園地域から外すエリアでございます。黄色い線の右側、つまり北側になりますけれども、今後も自然公園地域のままというところでございます。

これは、黄色いエリアの一番下側といいますか、南側の下のほうの角のところになりますけれども、南側から北側を見た写真ということです。右上には磐梯山が写っているところです。黄色い線の上側、つまり北側に向かっていますので、北側が今回自然公園地域から外すエリアになっているということです。ご覧のよ

うに森林に囲まれた建物が建っているという状況です。

次に、お手元の資料1の2ページをご覧いただきたいと思います。総括表になっておりますけれども、本日の変更案件につきましては、自然公園地域を縮小するものでありまして、今回の変更の結果、自然公園地域が15~クタール縮小するということでございます。

次に4ページをご覧ください。変更案件に係る磐梯町との調整、県庁内部の調整について記載しておりますが、いずれも異議がないということでございます。 また、国の関係行政機関との事前調整についても終了しております。

今後の手続きといたしましては、本日の審議の結果を受けまして、国と協議し、 土地利用基本計画の一部変更を決定することとなります。

自然公園区域から外れますと磐梯朝日国立公園特別地域から外れることとなりまして、自動的に福島県景観条例に基づく磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域に組み込まれることになります。また、この七ツ森地区の住民はまちづくりに関する住民協定を締結しておりまして、良好な景観の形成、敷地の緑化、樹木の維持管理、自然環境の保全管理など、緑豊かで潤いのある美しいまちづくりに取り組むこととなっております。今後とも、景観条例や住民協定などによりまして良好な景観の保全が図られていくというところでございます。

以上が、本日皆様にご審議いただきます福島県土地利用基本計画の一部変更に ついての説明でございます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

今のお話のように、ここの自然公園地域から外すという変更についてのご提案です。皆さんのほうから何かご質問があれば、あるいはご意見があればお願いいたします。

私も最初、自然公園の中から外れますので、せっかく豊かな公園地域にあったものから外れるということについて、お話を聞いたときに一定の危惧をいたしましたけれども、今ご説明がありましたように、今回は外れたとしても、福島県の景観形成に関わる条例等の範囲になっていくので、景観等についてはそれなりの条例下での制約が働いた中での開発になるということになります。だから、完全に全くフリーハンドになってしまうということではないということを先ほどご説明いただきました。そういうような経過になっているようですけれども、何かご質問はございましょうか。

今回変更ということですが、これまでに、このあたりも含めどれだけ変更があったのかということと、今後の見通し、さらに縮小といったものがあるのかどうかお伺いします。

ありがとうございます。

それでは、事務局のほうにお伺いしたいと思います。お願いします。

今回の変更につきましては、昭和 46 年ごろから、この地域をリゾートも含めて開発していこうということで取り組んでおりますが、今回、七ツ森ペンション村ということで、その一部の地域が自然公園に入っていたということなものですから、そこの部分について変更したいということで、それ以降の部分については

議長

加藤委員

議長

土地・水調整課長

今のところ計画はないということになっております。

議 長

加藤委員

よろしいですか。

特に反対するものではないのですが、この地域は結構磐梯町も力を入れて住民 を増やそうとしている地域で、比較的安い値段で分譲していたりしていたと私は 記憶しています。

最近、被災後、ここの土地を別荘地として買ったという方の事例の話を聞いて いるものですから、若干、当初の意図とずれているのかどうかはわかりませんが、 この計画は昨年 11 月に磐梯町が照会されています。今のような状況であれば問 題はないと思いますけれども、チェックしていくということが必要かなと、震災 以降で変わった部分もありますから、お願いをしておきたいと思います。

議 長 ありがとうございました。

ここいらの今後の動向については、土地利用に関わるいろいろな部局でこれか らも注意深く動向を見ていただきたいというご注文のようですので、よろしくお 願いします。

他のご意見はございますか。

浜津委員

議

一つだけ聞きたいのですけれども、縮小を要請したところはどこなのでしょう か。

長 十地 · 水調整課長 この案件はどこが提案したのか、それを今お聞きしています。

これは、もともとは磐梯町ということで、磐梯町がこの地域についての計画を 持っております。ここはリゾート景観ゾーンとなったところで進めておりまし て、この地域一帯を自然を活用した形で地域振興していきたいという計画を持っ ておりまして、この地域について開発しておりますのは第3セクターといわれて いる団体が開発をしております。町が3分の2を出資、地元の企業にも参加いた だいて、この地域全体を開発していきたいということで、3セクで取り組んでい るということでございます。この地域の開発の主体は磐梯町ということになって おります。

議 長

よろしいですか。多分、最初の浜津さんのご意見は、町が窓口になっているけ れども、実際にこの地域を動かしているのはどこかという、そういうご趣旨もあ ったと思いますので、後半の説明でご理解いただけたでしょうか。――ありがと うございます。

他に何かございましょうか。念のためお聞きしますが、もし、ないようでした ら、先ほど諮問がありましたように、県のこの諮問に対して我々審議会としては、 この一部変更を適当と認めたいと思いますが、念のため、いかがでしょうか。皆 さんのご意見をお伺いしてからにします。他にございませんか。

それでは、これについて、これが適当と認める旨の答申をさせていただくとい うことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

議 長

ありがとうございます。それでは、この審議会としてはそのように決めさせて いただいて、この答申の原案なのですけれども、私のほうで事務局と相談をして 答申書を書いて、原案ができた時点で皆さんにお諮りします。了解が得られれば 議長

総合計画課長

適当な時期に知事に答申書を出すという運びになりますのでご了解ください。それでは、そんなふうに決めさせていただきます。

(議事2 福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の見直しについて)では、最初の案件がこれで終わって、次にまいりましょう。諮問の2つ目がありました。「福島県総合計画『いきいき ふくしま創造プラン』の見直しについて」であります。これについて、事務局のほうからまずご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

総合計画課の松崎と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料の2、3、4、5に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに資料の2であります。総合計画の見直しについて、今回の計画見直しの趣旨についてご説明をさせていただきたいと思います。

趣旨であります。今回の地震と津波は甚大な被害をもたらしております。また、原子力発電所の事故につきましては、いまだ収束しておらず、多くの県民が県内外への避難を余儀なくされております。被害の状況につきましては別紙参考資料等がついておりますのでご覧をいただきたいと思いますけれども、死者・行方不明者合わせて 2,000 名、各種被害が出ております。避難状況はご覧のとおり県外に 5 万 1,000 人ほど避難しているような状況であります。詳しくは後でご覧いただきたいと思います。そういう状況によりまして、本県を取り巻く情勢は大きく変化していると思われます。総合計画につきましては全体的な見直しを行う必要が生じているのではないかというふうに考えておるところであります。

しかしながら、原発事故がまだ収束していない中、被害状況はもとより、総合計画への影響についても現在把握できていない状況にあります。このような状況の中であっても、先ほどから話が出ておりますけれども、本県の復旧・復興は喫緊の課題であるということから、県といたしましては復興ビジョンの策定を進めてきたところであります。

復興ビジョンにおきましては、この原子力災害を踏まえまして、「原子力に依存しない社会づくり」という基本理念を打ち出しているところであります。このことから、総合計画と復興ビジョン、復興計画のバランス調整を図ることが必要になっております。

総合計画の見直しにつきましては、当面、ビジョンに掲げました原子力に依存しないという方向性との整合を図る観点から、先ほど知事から諮問がありましたとおり、電源立地地域の将来像や基本方向について見直しを行うこととしたいと思います。具体的には資料4のほうで説明したいと思います。なお、今回の見直しの後、改めて全体的な見直しについて検討を進めていきたいと考えているところであります。

見直しの時期につきましてでありますけれども、復興ビジョンを踏まえて今後の復興計画を策定いたしますが、この復興計画との整合性を図る観点から、計画決定は12月を想定しておりますけれども、この時期に合わせて23年12月に総合計画のほうも見直しをしたいと思っております。総合計画につきましては、議

会の議決を必要といたしております。12月議会への提案を目指そう考えていると ころであります。

資料3にスケジュールがございますので見ていただきたいと思います。左側が総合計画になっておりますが、8月下旬に、今回でありますが、審議会をして諮問をいたしました。9月上中旬に見直し素案を調整いたしまして、下旬に見直し素案を決定し、パブリックコメントを得た後、総合計画審議会を開催させていただきまして答申ということの運びにしたいと思っております。それで12月議会に出しまして、議会のほうで決定していただくというようなことを考えております。来年、また総合計画審議会で改めて全体的な見直しにつきまして諮問をさせていただき、24年度にかけまして全体的な見直しを進めていきたいと考えているところであります。

続きまして、資料の4であります。「当面の見直し項目」ということで、「原子力に依存しない社会」という理念と整合性を図れないと考えられる部分ということでありますけれども、これは総合計画の抜粋でありますので、お手元にお持ちだと思いますので見ていただきたいと思います。

まず、計画書 36 ページであります。ここにつきましては、第2章ということで「ふくしまのめざす将来の姿」ということで、30 年程度先を展望して目指す将来の姿を示している部分であります。そのうち、2の「魅力と個性にあふれた地域社会」のうち、36 ページの一番下になりますけれども、「個性的で活力に満ちた電源立地地域」というところがございまして、ここに2つほど記載がございます。ここにつきましては、原子力発電所などの立地を、原子力発電所が稼働する上で必要となる技術などを地元にも供給して、結果として地元企業の技術力向上、そして電源立地地域の地域振興につなげていくということを趣旨にしたものであります。

ただ、今回の事故の発生によりまして、県内の原子力発電所は廃炉の方針、または再稼働の大変困難な状況になっておりますので、こういうことは考えられないということから見直しの対象にせざるを得ないのではないかと考えているところであります。

続きまして 50 ページです。ここは第3章ということで、ふくしまの基本方向が書いてあるところでありますが、目指す将来の姿の実現に向けてさまざまな主体が力を合わせて取り組んでいく方向性について示している章であります。ここの「人と地域」の2番の魅力と個性にあふれた地域社会の実現の将来のイメージというところで、(3) 電源立地地域の振興についてというところがございます。ここについても、一番下のところに「電力産業との共生を図りつつ、発電所立地の優位性を生かして」という記載がございます。ここについても、今回の状況を踏まえて原子力発電所との共生というか共同が困難な状況になっているということから見直しの対象と考えているところであります。

それから、併せて 51 ページであります。同じところの取組みの方向性の中の (3) でありますけれども、「個性的で活力に満ちた電源立地地域」というところがございます。ここについても、1つ目のほうでは J ヴィレッジの話がござい

ますけれども、ここにつきましても、現在、原子力災害の収束に向けた拠点施設として活用されておりまして、という面、交流拠点施設としての役割は期待できない状況になっております。見直す必要があるというふうに思っております。それから、下のほうの一番最後のところ、下から3行目のところに、なお書きがございますけれども、「原子力発電所などの立地の調整については」ということで、増設計画などを想定しているところでありますけれども、原子力に依存しない社会づくりという方向性からは違うということで、ここも見直さなければならないというふうに考えているところであります。

具体的な見直し箇所は以上と考えているところであります。

最後に、資料5ということで、復興ビジョンの概要のペーパーをご用意しておりますけれども、復興ビジョンにつきましては委員の皆様それぞれにお送りをしているところでありますのでご覧いただいたところだとは思いますけれども、一応概要を説明させていただきますと、左上のところに復興ビジョンということで、復興にあたっての基本理念と主要な施策を定めるものと考えているところでありまして、今後、この復興ビジョンを踏まえてより具体的に復興計画というものを12月までにつくっていきたいと思っておりますが、その復興計画には、ここにありますように具体的な取組みだとか主要事業を示していきたいというふうに思っております。

それから、基本理念でありますけれども、3つほど掲げております。1つは「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」ということであります。今回の災害で最も深刻な被害を受けたこの福島の地におきましては、原子力に依存しない社会を目指す、そのために再生可能エネルギーを飛躍的に推進するというふうに考えているところであります。

また、多くの人命が今回の災害で失われております。健康に不安を抱えたまま 避難をしているという方々もいらっしゃいますので、何よりも人命を大切にし、 安心して子育てができる環境整備を進めるとともに、健康長寿の県づくりを通じ て原子力災害を克服するということを基本理念の1つに掲げているところであ ります。

それから2つ目、「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」ということで、被害を受けた県民一人一人の生活基盤の再建が復興の基本であり、復興の主役は住民であるという考え方のもとに、県民、企業、民間団体、市町村、県など、あらゆる主体が力を合わせて復興を推進していくという考えを示しているところであります。

3つ目、「誇りあるふるさと再生の実現」ということで、今回、人と人との助け合いというものが再認識されたと思っております。本県に脈々として息づく地域のきずなを守り、育て、世界に発信していきたいという趣旨であります。それから、避難を余儀なくされた県民を含めて、すべての県民がふるさとで元気な生活を取り戻すことができた日にこそ、ふくしまの復興の第一歩が記されるという思いを県民みんなが共有して復興を進めていきたい、そういう趣旨であります。

この理念のもとに進める取組みを7つにまとめているのが主要施策でありま

す。この7つは、大きく、「緊急的対応」「ふくしまの未来を見据えた対応」「原子力災害対応」というふうにくくっているところでありまして、7つというのは、網をかけた「応急的復旧」のところから「未来を担う子ども・若者の育成」「地域のきずなの再生・発展」「新たな時代をリードする産業の創出」「災害に強く、未来を拓く社会づくり」「再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり」、そして「原子力災害の克服」という7つに分けて書き込んでいるというようなことであります。

以上、雑駁でありましたけれども説明とさせていただきたいと思います。よろ しくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

今、ご説明いただきましたように、今度の東日本大震災、分けても福島県の場合には、それに原発災害というものがつけ加わって、極めて複合的で深刻な災害をもたらした。となると、多分これは、まだまだ収束が見えないということもあって、結構時間がかかる復興計画になる可能性が大きいわけでありますが、その計画をつくっていく上でも、昨年出発したばかりの福島県の総合計画が打ち出したところと抵触する部分があるので、それについてはこの際、整合性をとっておく必要があるだろうというので、最低限、今度の原発の災害との関係、ビジョンとの関係でそれに対する基本姿勢、第一段階目はそれについての修正をしておきましょうと。それで、復興計画そのものも今年いっぱいで策定する。それを受けて次に総合計画の見直しに入ってくる。もうちょっと時間がかかるのですけれども、いずれにしても、先ほど言った最低限、この原発との関係のところの整合性を持つために部分的な修正をこの際しておきたいと、全体的な修正については来年以降にまたお諮りをしますと、こういうご説明です。

というわけで、この取り組み方あるいは修正箇所について提案がありましたので、皆さんのほうからご質問やご意見を承りたいと思います。よろしくお願いします。

復興に向けた主要施策の中で確認させていただきたいのですが、ここで7項目の2つ目の「未来を担う子ども・若者の育成」というところの「安心して子どもを生み育てられる環境整備」というところで、例えばこんなことは考えているのかどうかご確認いたします。

1点目は、長期健康被害調査の中に、例えば妊娠したときの体内チェックを綿密に行う医療機関との連携をするつもりでいるのかどうかということです。それは、福島県ならではの災害のところであろうかと思います。

2つ目には、安心して生み育てられる、その育てられるというところで、私は保育所とか幼稚園とか、この災害のときにアンケート調査とかをさせていただきましたところ、食の安全というところで大変皆さんが不安に思っております。地産地消地食というところで皆さん頑張っておられたのですが、今回のことで、果たしてこれは食べていいのかどうかということで不安になっておりますので、その調査する機会がなければ安心して食べるということはできません。そういうところで、保育所・幼稚園、公民館、小中高とか、そういうところに、そういう機

議長

滝田委員

械を設置するということも具体的に考えておられるのかどうかということです。

それから、福島県からかなり他県に転出しておりますけれども、その人たちが戻ってきたときに安心して働ける場所、質と量の確保をどのようにお考えになっているのか、具体的に考えているのかどうか。例えば、休日とか夜間とか、そういうところも充実するとか、それから、今回一番大変でしたのは、災害時に保育所では保護者がなかなか迎えに来られなかった。それは、保護者自身が災害に遭って自分の職場の対応をやっていたために来られなかった。これは1回限りではない、これからも続くかと思います。そういうときに、最低基準の職員だけでは致いまれません。そのときに、非常時支援員の確保なども復興におけるというところで考えておられるのかどうか、以上何点かお伺いいたします。

議長

事務局のほうにお答えいただきますけれども、今日皆さんにご検討いただきたいのは、総合計画の見直しをどうするかという話なので、復興計画についてはこれから検討する機会が別にあります。なので、ちょっと趣旨がずれていますけれども、でも、皆さんがそういうご意見を持っているのはわかりますので、事務局からその点について。

総合計画課長

貴重な意見をありがとうございました。

先ほども申し上げましたように、復興計画は今後具体的に 12 月まで詰めていくことにしておりますので、今のお話、重要なことだと認識をして検討していきたいと思いますけれども、今の時点で各部でお答えできるものがあればお願いしたいなと思うのですけれども、大丈夫でしょうか。

かかわりがある部局で、今のご質問、ご要望にお答えできるような準備状況に なっているでしょうか。

計画の中で検討させていただきたいと思います。

それでよろしいですか。これから復興計画が、これを受けてこれから具体化する段階です。その中で今のようなご意見を反映させていきたいということになるのでしょうか。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

これも確認なのですけれども、いわゆる当面の見直しをするということですが、ただ今の説明をお聞きしまして、当面この計画の中で見直し項目として、例えば原子力発電に関する部分が具体的にどうかということがあったのですけれども、これは、この資料3の計画でいう総合計画の10月にあるパブリックコメントにこの項目をかけていくということになるのですね。それで構わないのですが、ただ気になりますのは、パブコメが出ますので、多分、福島県民の方は復興計画との整合性を多分に気にされるだろうと。特に地域性を考えたときに、浜・中・会津を考えてみれば、いわゆる見直す項目が果たしてそれだけでいいのか、多分そのような声が全県民から出てくるのだろうという危惧が若干あります。したがって、パブコメをかけるのは果たしてこの項目だけでいいのかどうかということが若干気になりますので、その辺何かお考えがあれば。

かなりリアルになるのかなと思いますけれども、今回のパブコメはこれに限ったパブコメですと説明しないと、復興計画全体に意見が及ぶようになる。そこの

議

総合計画課長

長

議長

瀬谷委員 (代理 山田)

議長

ところを明確に県民に発信できるかどうかというのは結構大変だろうと、こうい うご意見ですけれども、いかがですか。

総合計画課長

そこはわかるように注意してやりたいと思います。また、復興計画のほうも併せてパブリックコメントみたいなものを考えておりますので、そこは復興計画と総合計画とを平行して進めるようになるかと思うのですけれども、誤解のないように進めていきたいと思います。

議長

ご指摘ありがとうございます。確かに工夫をしていただく必要があります。あ りがとうございました。

田子委員

商工会連合会でございますが、ただ今、「原子力に依存しない社会」との整合性ということで、第2章、3章の説明があったのですけれども、同じ観点からいうと、この4章の部分の政策分野別の重要施策、例えばこの冊子ですと81ページあたりとか、地域別の計画である137ページとか、脱原発に密接に絡む内容が出てきております。これは後ほどの全体的な見直しという中でやるのか、やはりこういう基本的な部分はこちらの章も見直しをしていかなければならないのか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

議 長総合計画課長

ご質問についていかがですか。

結論からいうと、全体的な見直しの中で進めていくということであります。確かに先ほど説明をした 2 章、3 章のところについては、具体的に 4 章、5 章で書いてありますけれども、4 章、5 章は先ほども言いましたように全体的な見直しが必要だと思っております。例えば指標一つをとっても、この指標そのものを直す必要があるのか、それとも目標数値を直すだけのものもあるなど、いずれにしても重点施策、4 章、それから地域別計画、すべて見直さなくてはいけない状況にありますので、併せて、この第一弾が終わった後に見直しを進めていきたいというふうに思っているところです。

議長

これも、先ほどのご意見と一緒で、今回は3章までの基本方向に限った部分的な見直しですという話をして、個別の地域課題だとかそういうところは全体の見直しの中でやりますという説明をしないと、俺たちの地域の個別施策にこれがあるではないかということになるので、これも注意を要するところだと思いますので工夫してください。多分そういうことだと思います。それでよろしいですか。——ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

鈴木委員

全体の方向性は理解できました。ただ、委員の方から具体的な内容についての意見も出てございます。というのは、ここに盛られた文言の中で、やはり載せなければならないこと、例えば応急的復旧、緊急的対応です。まず、1行目ですが、「生活支援・心のケア」です。私はいわき市におりまして、ボランティアも避難所でいたしました。一番困っていることは医療とか介護です。高齢者が多いものですから介護、それで現実に困っているのです。全体的に見直すのは来年度にかけてですけれども、今、当面困っていることの一つに、例えば高齢者の介護、認知症がどんどん増えている現状です。そういうものを私は直接見て回っております。それで、いわき市で、病院とか介護施設、大体私の試算では、例えば介護で

すが、これは双葉郡から 1 万 5,000~ 1 万 6,000 千人がいわき市にどっと来ておりますから、これをいわき市の現状の介護施設で全部を賄うというのは不可能に近いです。大体、介護は認知症を含めてどれくらいいるかというと、市のデータを見ると、正確にはつかめませんけれども、600 以上の患者が今現に今日もいるわけでございます。しかし、それはケアする場所がないので、避難所の中で耐えているというのが現状なのです。

ですから、そういったことが一番大切なことであって、それを含めて来年度、 それをどうするかを見直すといのは手遅れの状況ではないかと思います。

ちょっと待ってください。今のような話は今年中に検討する復興計画の内容です。それは来年に引きずりません。これを受けて復興計画は、先ほどの説明のように、今年中に策定するのです。そこに文言が足りない部分だとかそれをどう折り込むかということなので、それは来年度に引きずるような課題ではありません。今年中に策定します。それでいいですか。

企画調整部長の野崎でございます。貴重なご意見ありがとうございます。

今、お話があったような事情につきましては、既に県のほうもいろいろな状況を把握してございます。それで、8月11日に策定をいたしました県の復興ビジョンの中にも、今の今、対応しなければならないものをこのように並べております。したがいまして、ここに書いてあるものにつきましては、復興計画の策定を待たずに、当然必要なものについてはできるだけ早く対応していくということで考えてございます。今日は担当の保健福祉部の幹部も来ておりますので、今のお話も踏まえまして、今後できるだけ早くそういう事態の解消に向けて対応してまいりたいと考えております。

今、鈴木会長からお話がございましたように、今回の総合計画の一部見直しにつきましては、この8月11日に策定をした復興ビジョン、これが非常にそういう意味でいいますとかなり大きなウエートを占める。ただ、県には総合計画という最上位の計画がございます。この最上位の計画を復興ビジョンと整合性を保たないままでおいていいのかという議論が県議会からも強くございました。総合計画はやはり大きく改定するには時間がかかります。ただ、その中で、原子力政策の部分につきましてはその中の一番大きな部分でございますので、とりあえずといっては失礼でございますけれども、その部分についてのみ、今回できるだけ早く総合計画の見直しをさせていただいて、残りの部分についてはその後すぐ作業にかかって、また皆様のご意見をお伺いするということで進めさせていただきたいということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

多分、パブコメもそういう格好でいろいろ複雑な要素が出てきそうだということです。皆さん、手が挙がっていますが、すみません、先ほど長林さんのほうからありましたので。

私、今の総合計画と復興計画の位置づけで今回検討すべき内容を確認したくてお話ししたいと思います。

そもそも、この総合計画の創造プランのほうは、30年先を展望しながら5年間

議長

企画調整部長

議長

長林委員

の計画を決めるということであります。復興計画は、今後 10 年間を目指すということですので、位置づけとしては総合計画が 30 年、復興計画が 10 年でございますので、地域計画の 5 年というものは、今回の災害で大分変わってしまったところがあって、そういう意味では、この復興計画ができない限りは地域計画の中までよくできないのだろうと考えます。

ですから、そういう意味では、復興計画と総合計画との流れをうまく連結するようなところの論議だけすればよろしいのかなというふうに考えてよろしいのかどうか、そこを確認したいのですが。

今のことについて事務局のほうで何かコメントはございますか。

総合計画との関係でありますが、先ほど部長のほうからも説明があったとおり、総合計画は県の最上位計画であります。総合計画に基づいてほかの計画があるということでありますけれども、今回は、こういう喫緊の課題である復興計画を、総合計画と平行してというか、総合計画とは別につくるということになったということでありまして、今後、復興計画と総合計画の関係を整理していきたいと思っているところであります。これでよかったでしょうか。

今、復興計画を別に立てられるというお話ですが、やはり 30 年を見越した中の 10 年間の復興計画という位置づけではないのでしょうか。そういう立場にならないと、そもそも総合計画の意味合いを成さなくなってしまうのではないかと思いますので、それを確認したいと思います。

そのことを確認したいということです。本当にそう思いますので、それでよろしいですね。

それでは、先ほど手を挙げてた野崎さんのほうから、どうぞ。

今と同じような質問になるのですけれども、第2章の「人と地域」を福島の礎にというお考えでいくと、第2章の厳しい時代認識というものを変えていかないと、やはり変わっていかないのではないかという気がするのですけれども、逆に変更以外の2章の「厳しい時代認識」というところに、この原子力事故を1項目。政府はどうも 10 年とかというかなり中長期的な見通しも掲げていますので、認識としては、やはり2章のところに何らかの1項を入れる必要があると思います。それから始まっていかないと、礎等が変更できていかないような気がするのですが、いかがなものでしょうか。

ありがとうございます。

長澤さんのご意見を聞いてから事務局のほうにコメントをいただきましょう。 私も今の意見と同様なのですけれども、非常にこちらのふくしま創造プランの ほうの理念というのでしょうか、その中の今回のこの原発事故、それからいろい ろ福島県民が遭遇しまして、被害というものに対する考え方が入らなくてはなら ないと思うことが1点です。

それから、福島県の復興ビジョンの基本理念の中で、第1番目の「原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、これは、ほとんどの県民がこれは合意しているということだと思います。今まで原発依存の地域ですら原発脱却というようなメッセージを出しておりますので、この基本理念は非常に

議 長総合計画課長

長林委員

議長

野﨑委員

議長

長澤委員

議長

企画調整部長

大きなメッセージを持っていますので、これはあたりまえといったらおかしいですけれども、これはこのままなのですけれども、そういうことを、この復興ビジョンの中の25ページに「再生可能エネルギー」と書いてあります。それから27ページに「原子力災害の克服」ということが復興ビジョンに書かれております。これと総合計画の中で見直しということで示されている36ページ、50ページ、51ページ、これらの項目を、私は内容をもっと具体性を持たせたものとして、それから、今後この20年スパンのうつくしま創造プランの中で生きる文として、きちんともう少し議論をして深めて、そしてこちらのほうにきちんと記載する、それが非常に大切な私たちの議論の要になるのではないかと思っておりますので、その辺をやはりもっと詰めていく必要があるのではないかと思っております。

事務局のほうに、今のお二人の意見は、1つは、この項目の見直しをするというところを皆さんにお諮りしていますけれども、1つは項目だけではなくて全体の今の時代潮流だとかそういうことにもやはり目を配る必要があるのではないかというご意見です。それから、もう1つは、見直しをするところはここですよといっているのだけれども、その見直しの方向についてのご提案が今あったわけで、そこいらはいかがでしょうか。今のところはどうなっているかというと、見直しをしますというところに下線を引いて、そこいらの議論はこれからやりますということです。その方向性についてご提案がありましたが、いかがでしょう。

今、ご提案等がありましたところは本当にごもっともな部分だと思っております。今回、この総合計画の見直しをお願いする前に内部でいろいろ議論をいたしました。今回の原子力政策に係るだけではなく、全体の総合計画の見直しをお願いすべきではないかという議論もございました。ただ、ご承知のように、原子力災害はまだ収束をしておりません。そういう意味で、いまだ福島県は非常事態だという認識をしております。それから、一昨日、総理からも地元に戻れるかというお話がございましたように、長期間にわたって戻れないような地域も出てくるというようなお話も政府から出てまいりました。

そういう意味で、福島県といたしましては、とりあえずというと問題ですけれども、今の事態を受けて、しかし事態は収束していないけれども、福島県の復興に向けて県民の皆さんに復興を目指すべき姿を、旗印を、まずお見せする必要があるということで、復興ビジョンをつくりました。

それから、それに基づいて具体的な事業等を盛り込んだ復興計画を年内につくりたいというふうに考えております。ただ、先ほども申し上げましたように、原子力事故が収束をしておりませんので、復興計画については、第1次、第2次、第3次という形で、原発事故の収束状況を見ながら策定をしていくものだというふうに考えております。

したがいまして、本県の最上位計画である総合計画につきましても、今この時点で全体的な見直しに入りますと、事態が収まっていない中で、新たな事態がまた出てくる中で、そういうことについて議論する必要があるということで、それは今の時点では難しいだろうというふうに考えました。

その中で、復興ビジョンの基本理念の第一に掲げた原子力政策の見直しの部分につきましては、これはやはり県議会からも強いお話がございましたけれども、非常に大きな部分であるので、当面、これについてまず見直して変更させていただいて、これについては大きく内容が変わることはございませんので、これについて見直しをさせていただいて、あとは原子力事故のステップ2までの状況等も見極めながら、次に復興計画を策定して、そして、それを踏まえて全体の総合計画の見直し、先ほどありましたようないろいろな部分を改めて考えていただくということにせざるを得ないのではないかということで作業を進めてまいりました。

そういう意味で、今回の一部見直しにつきましては、まだ全体の作業に入れないということも踏まえてこういう形でお願いはできないかということで、改めてお願いをしております。

よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

他の方でも結構です。

私は 20 キロ圏内から避難をしております。この復興計画等を見せていただいたときに、何と漠然としているのか、緊急で何に一番先に対応しなければいけないのかとか、そういうものは全然謳っていなかったので、パブリックコメントの中でそれをどう言うべきなのかすごく迷ってきました。これは、私が思うに、脱原発とかいろいろ話は出ていますけれども、今、世界は福島に注目しています。そこで私たちが、事故は事故ととらえて、次にどういうステップをするのかということにも世界は注目しております。

私はそのことに対して、この委員会のほかにも、やはりそういう形の委員会は 別枠であったほうがいいのではないかと思っていたのです。というのは、この中 で、今回出ているのは私とこの方なのですけれども、言い切れません。もちろん、 県議会の先生方たちの意見もあると思いますけれども、当然、それだけの意見が 出れば、復興計画とかそういうものがまとまるとは思えないのです。

事務局さんのほうが大変なのはわかります。だけれども、これは全体の軸でありますから、そういった意味を込めて徹底的に議論することも必要だと思うのです。まず県民がどういうふうに思っているのか、これからのことを本当にどういうふうにやるのかというのをひざを突きつけて話し合いをするということも必要なことだと思うのです。私は、パブリックコメントの中でいろいろ言ったとしても、それはこの中での意見になってしまうかと思いますので、もうちょっと別の枠組というものを設けて話をする場をつくっていただければなというのが本音です。大変だとは思うのですけれども、事務局さんのほうに、今後どういうふうな考えでいらっしゃるのか聞きたいなと思っています。

今の点はいかがですか。

復興ビジョン、復興計画の話をさせていただきたいと思います。

復興ビジョンは先日つくりました。今後 12 月までに復興計画ということに向けてしていくということをお話ししましたけれども、復興計画につきましては、 今ほどお話がありましたようにいろいろな方の意見を聞くということもありま

議長

早矢仕委員

議 長総合計画課長

したので、改めてこの総合計画審議会とは別に、復興計画の検討委員会というものを設けたいと思っております。その中には、被災地の市町村の代表であるとか、風評被害を含めていろいろダメージを受けている産業界の代表であるとか、そういう方々を入れて、復興ビジョンを具現化する復興計画をつくるための委員会をつくって、その中で検討していくという段取りを考えているところであります。そのほか、検討委員会のほかに、市町村長の意見であるとか、県民との懇談会であるとか、そのような場もつくりまして、いろいろな方の意見を取り入れていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

議長

今、県をベースにしたときの取組みが説明されましたけれども、多分この復興 過程の中では、福島県が音頭をとりながら集約することももちろん重要なのです けれども、それだけでも意見がすくいきれないということがたくさんあって、そ れは例えば、岩手県や宮城県は、いろいろ目にするのでおわかりと思いますけれ ども、私の専門分野でいうと都市計画や住宅問題の研究者、建築の研究者は、ほ とんど岩手と宮城県に集中的に流れています。残念ですが福島県を素通りしてい きます。そういういろいろな人たちを活用する、ボランティアを活用する、それ から、地元の大学で、今日は塩谷さんが来ておられるのでご紹介いただきたいと 思いますけれども、実は福島大学も災害復興研究所というものをつくって、特に 県外に避難している人たちが、言葉が悪くて誤解を招くかもしれませんが、これ から流民化、難民化しないようにするためにはどうしたらいいかということを、 実はアンケート調査をしたり、仮設住宅に住んでいる人、避難所の人たちはどん な悲惨な状況かということも追跡調査をやりながら、そこからフィードバックす るような取組みをしています。県の中でそういういろいろな取組みをまとめてい くような場面が必要なのかもしれません。塩谷さんのほうでそこいらを、今日の この計画とは違うけれども、皆さんからそういう意見が出てきたので、地元の大 学としての取組みをちょっとご紹介いただけますか。

塩谷委員

突然のご指名なのですが、これは福島大学だけではなく、県内の高等機関等、 いろいろな取組みがあろうかと思います。

大学のほうですけれども、今、話題が出ました災害復興研究所をつくりまして、 将来的にはセンターをつくって、研究だけではなくて、福島県の復興に向けての バックアップをしていきたいと考えてございます。

ただ、非常に課題というのは多くて、今、仮設の話が出ましたけれども、実際には仮設に入っておられる方だけではなくて、いわゆる民間借り上げのアパート等で、なかなか被災している市町村でも実態を把握されていないということが多いと思います。そういった方々にどうやって連絡をとってさまざまなサービスを提供していくのかということも、今、大学のほうで考えていますし、先ほど出ました県外への避難者の方も、資料にありましたように5万人に達していると。こうした方については、他の大学との連携で何かサポートができないかということも考えています。

たまたま私のかかわっているところで言いますと、うちの学類の出身者が京都

の佛教大学に行っておりまして、京都のほうに福島県から避難している避難者を 支援したいと。まず手始めに、京都の中でのネットワークをつくりたいと。すぐ 地元の新聞社の方がいらしたようですが、やはり地元福島のさまざまな情報を提 供することが必要なので、1週間遅れでも2週間遅れでもいいから、まとまった 形で新聞を送るようなボランティアをしてくれないかとか、そういうような具体 的な話をしています。

こうした他の大学との連携、これは県内・県外にかかわらず、一体どういうことが今ニーズとして求められているのかということを押さえて、大学として、学生の力も借りながら、いろいろな取組みをしていきたいと思っています。

この審議会のメンバーには、ほかに日大の先生、会津大学の先生がおられて、 県内の大学として果たすべき役割はいろいろあるだろうし、県の復興ビジョン、 復興計画、あるいは総合計画の審議会、そういうところとは、また相対的に別の 場面でもたくさんいろいろな取組みをしなければいけない。しかし、それがお互 いに横にネットワークを組むことがとても重要なので、そういう工夫や目配りを しながら進めていただければいいのかなというふうに思いますので、その点はこ れから検討していただくことにして、今日は資料4にございますように、今回皆 さんに提起したのは、原発電源立地地域に限定した項目をダイレクトに見直しを したい。しかし、今の皆さんのご意見のように、前提の話、時代潮流の話、ある いは、これをパブコメにかけたときの説明の仕方、いろいろな工夫が必要ですよ というご意見が出てきたので、それは事務局のほうで工夫をしていただくことに して、要はこのことを含めて何段階かに分かってこの審議会の方々にお諮りしな いといけないということは何度かご説明をいただきましたので、皆さんにも伝わ ったのではないかと思います。そういうこれからの大きな工程の中の部分的な取 組みということで皆さんにお諮りしておりますが、なお、それで皆さんのほうか らご意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

今日初めて出席しているのですけれども、先ほど野﨑委員の意見は、これだけの災害があって、いわゆる災害の文言を一緒に入れておかなければならないのではないかというような意見かと思います。逆に、企画調整部の野崎部長の話を聞くとなるほどと、今回だけはとりあえず位置づけを見直しをして、来年以降に全面的に見直したいという話で、なるほどなと話を聞きました。

それで、折衷的な案なのですけれども、やはり、このふくしま創造プランというものは、今後これから進んでいって、この大震災に全く触れていないというのはどうもやはりよくない。そういう意味では、福島県知事の佐藤雄平さんのあいさつ、「人がほほえみ地域が輝く」、この後のページに、3・11の震災が起こって、今、改めて総合計画を柔軟に見直さなければいけないということに触れておく必要があるのではないか。あるいは、本来ですとその次のページの「いきいきふくしま総合プラン」の全体の構図の中に、何か白い紙を貼って、やはり震災があって完全に見直しますけれども、当面こういうことで今はまだ中間的だというものがわかるようにしておかないと、これが、震災が過ぎて、10カ月、1年たって、ふくしま創造プランはそこのところに触れていなかったと。先ほど第2章で、

議長

浜津委員

議長

総合計画課長

議長

36ページ、50ページ、51ページというと、大変申しわけないのですけれども、 非常に末端の部分の一部見直しだけで終わって本当にいいのかという感じがや はり残るので、全体的に見直しができなければ、それをしますということをどこ かに書いておいたほうがいいのかなという気がします。

私もちょっと説明不足だったかもしれません。多分これをパブコメにかけるにしても、なぜ今度見直しをしないといけないのかということ、時代背景だとかそういうことは説明しないと意味がないので、その点は触れていただかないといけないなと当然僕も思っていましたので、今、浜津さんのご意見はもっともなことだと思います。改めて事務局のほうで何かコメントはございますか。

確かにごもっともなご意見でございます。当然見直しをしますが、パブリックコメントにかけたりする場合は、なぜ見直しをしなければいけないのかということは当然公表しなければならないので、その辺はそのように書き込んでいきたいと思いますけれども、今回、知事のほうからあった諮問については、2章、3章の電源立地地域に関する記述についての見直しをしますということになっておりました。こういう諮問になっておりましたが、ご意見につきましては、それ以外の部分を含めてご意見をいただいて、取扱いは事務局並びに会長のほうに一任いただければ非常にありがたいというふうに思っております。

ただ、今ほどあった意見につきましては当然のことであります。パブリックコメントなどにかける場合は、繰り返しになりますけれども、このような見直しの背景などについてきちんと説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

この議題について少し収束を図りたいと思います。それはどういうことかというと、先ほど知事から諮問を受けました。今日、皆さんのご意見を伺って、あの諮問に答えるということではありません。先ほど日程表が示されましたように、今日の議論を踏まえながら一定修正をして、事務局のほうに見直しの素案を決定していただいて、10月いっぱいぐらいを見当にパブコメにかけ、それを受けてもう一度、11月の上旬にこの総合計画審議会で見直し案について審議会として決定する、こういう段取りなので、今日皆さんの意見を踏まえて決定するということではございませんので、それをまずあらかじめ頭に入れておいてください。

それで、今日ここで皆さんの意見が出尽くしているとは僕も思いませんので、一応時間的に区切りますけれども、皆さんのほうから今日お気づきの点等があれば、時々やる方法なのですけれども、お持ち帰りいただいて、この見直し案、あるいはこれをパブコメにかけることについて、皆さんのほうからさらに追加的にご意見があれば、事務局のほうにそのご意見をお寄せいただきたい。そういう段取りを踏んで、あとは皆さんの意見を踏まえて事務局案という原案をつくって、それでパブコメにかけていくという段取りを経ていきたいと思います。

そんな進め方にしたいと思いますが、いかがでしょうか。多分ここだけでは言い足りない方がたくさんおられるに違いないと思いますので、お持ち帰りいただいて、それで事務局のほうにお寄せいただき、それを踏まえて素案をつくってい

ただく、そういう段取りを途中に組み込みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

議長

よろしいですか。勝手なことを言いましたけれども、事務局はそれに対して準備はしていただけるでしょうか。

総合計画課長

それでは、先ほど申し上げましたように、文書でやりとりをさせていただきた いと思います。

先ほども申し上げましたが、一応、2章、3章についての意見という諮問ではありましたけれども、それ以外の見直しの考え方についても、その中に併せて記載いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。それで、9月7日までに照会に対する回答をいただければと思っております。なお、メールでやりとりできる委員の方については電子データも送付をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

既にこういう文書ができておりました。そのようなわけで、今、ご説明があったように、9月7日までに今日の原案、あるいはこれからパブリックコメントにかける段取りも含めて、皆さんご意見があったら事務局のほうにお寄せいただきたい。よろしくお願いいたします。

くそ の 他>

それでは次に移らせていただきます。その次が6番目になりますが、その他、何か事務局のほうでございましょうか。

それでは2つほどご了解をいただきたいことがございます。ご説明を申し上げます。

まず1点目でありますが、この総合計画の指標の関係であります。総合計画書の106ページをご覧いただきたいと思います。

ここに、106ページの代表指標というところがございます。ここに、一番上、温室効果ガス排出量ということで、目標値が平成22年度となっているかと思います。基本的にはここに平成26年度の目標値が書かれることになるわけなのですけれども、ここについて平成22年度になっております。それから、107ページ、一番下のところに一般指標というところがありまして、1行目、一般廃棄物の排出量、リサイクル率、2つ目、産業廃棄物の排出量、減量化・再生利用率、2つ飛ばして、新エネルギーの導入量というところについても、同じように26年度ではなくて22年度の目標値が入っているかと思います。これらにつきましては、個別計画の見直しなどが進められておりまして、その個別計画が見直されたときに新たな目標値を書き込むという段取りになっておりました。これらの指標については3月までに新たなそれぞれの個別計画において目標値が定められたところでありました。

前回の審議会におきまして、個別計画の新たな目標値が定められた後、総合計画の指標の目標値とすることについてお諮りするというような段取りになっていたかと思いますけれども、しかしながら、今回の震災、原発災害の影響で、先ほども言いましたけれども、目標値もさることながら指標全体の見直しも必要な

議長

議長

総合計画課長

ものが出てくるということもございますので、目標値の設定については今後の全体の見直しの中で進めていきたい、皆さんにご審議をいただきたいというふうに考えているところでありますので、ご了解をお願いしたいと思います。

もう1点、総合計画の進行管理の関係でありまして、施策の取組状況評価を効率的に行うために、総合計画の進行管理部会というものを設置しているところであります。当面の間、この災害からの復旧・復興を図ることを優先しなければならないということ、そして、さらには今回、今日もご説明しましたけれども、総合計画を見直すということにしていることから、今年度につきましては進行管理部会は休止をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

議長

進行管理の関係、復興計画との関係で、そういう手続きにさせていただきたいというご説明ですが、何かご質問等はございますか。――よろしいでしょうか。 ありがとうございました。

今年度はそういうわけで、いろいろな緊急事態が発生しているけれども、要は、福島県民にとって目に見えるような格好の災害復旧や事態の収束が図れるようなところに持っていかないといけない、これが至上命令でありますので、それができるだけ見える格好でできるように事務局のほうにも頑張っていただきたいし、我々審議会のほうでも対応していかなければいけないと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今日の審議案件はこれで終わりましたので、私のほうの進行役はこれで降りさせていただきます。

総合計画課長

一つ言い忘れたことがあります。今回、この災害の復興を受けまして、県のほうで組織の見直しをしております。我々の関係についていいますと、現在は総合計画課となっておりますけれども、9月1日からは「復興・総合計画課」と名称が変わりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上であります。

議長

ありがとうございました。

それでは私のほうは、これで進行役を降りさせていただきます。ご協力どうも ありがとうございました。

<閉 会>

司 会

これをもちまして、福島県総合計画審議会を閉会させていただきます。本日は 誠にありがとうございました。

(以上)